

登録更新申請要領

1. 受付期限 令和6年6月28日まで（当日消印有効）
多数の更新登録申請により、手続きが遅れる場合があります。お急ぎの場合は早めに申請書を提出していただきますようお願いいたします。
2. 受付先 〒840-0826
佐賀県佐賀市白山2丁目7番1号
エスプラッツ2F 佐賀市観光交流プラザ内
（一社）佐賀市観光協会（ボート更新係）
Tel 0952-20-2200 FAX 0952-28-5656
※郵送のみ受付させていただきます。
3. 登録期間 自：令和6年7月1日～至：令和8年6月30日 2カ年間
4. 登録料 更新登録1艇につき **4,000円**（有効期限証代含む。）
※支払方法は銀行振り込みのみ受け付けます。
※振込手数料は登録者の方でご負担下さい。
※登録証（ナンバープレート）の再発行をご希望の方は、
手数料 **1,000円**が必要になります。
5. 振込先

佐賀銀行 神埼支店 普通預金 No.1626585 口座名義 <small>きたやまこかんきょうほぜんおよびあんぜんたいさくかい</small> 北山湖環境保全及び安全対策会
--
6. 提出書類 ①北山ダム湖面使用一般用船舶等〔新規・更新〕登録申請書
※様式第1号 北山ダム湖面使用船舶等登録規則 第3条第1項に規定
②住民票(原本)若しくは自動車運転免許証の写し
③船外機利用の場合は船舶検査証の写し
④賠償責任保険加入証の写し
（登録時に加入が証明できる書類）
※賠償責任保険とは、船舶を航行中、係留中または格納中に不慮の事故により他人を死傷又は他人の財物に損害を与えた場合に支払われる保険のことです。
⑤船外機利用の場合は船舶操縦士免許証の写し
⑥誓約書（様式第3号）
⑦登録料（振込依頼書の写し）
（注）③、⑤の書類につきましては、
長さ3m未満かつ2馬力以下の小型船舶の場合は不要です。
※詳しくは裏面をご確認ください。
7. 登録証発行 提出書類及び登録料の振込を確認後、登録台帳に登録し、北山ダム湖面使用船舶等登録決定通知書及び有効期限証を送付いたします。
8. 登録の制限 船外機表示出力10馬力以下まで。

9. 登録の廃止 登録している船舶を廃止する場合は、北山ダム湖面使用登録船舶等廃止届（様式第8号）を提出下さい。

※ 登録後、申請内容に変更等が生じた場合は、登録内容の変更を申し出て下さい。

※ 提出いただいた個人情報は、本対策会の運営以外には決して使用しません。

小型船舶操縦士免許について

○長さ3m未満かつ1.5kw（約2馬力）以下の場合は不要です。

船舶検査証について

○長さ3m未満かつ1.5kw（約2馬力）以下の場合は不要です。

○次の要件を全て満たす小型船舶についても不要です。

1. 旅客の定員が3人以下
2. 船外機船であって船の長さに応じ出力が以下の範囲内であること
 - ・長さ5m未満、3.7キロワット（5馬力）以下
 - ・長さ5m以上、7.4キロワット（10馬力）以下
3. 湖（沼、池を含む）又はダム、せき等で貯留された水域、50平方メートル以下で使用のもの（北山ダムは該当します）

賠償責任保険について

平成18年度登録より保険加入が必要となりました。

保険は1年契約ですが、ボートの登録期間は2年間ですので、引き続きご加入下さい。

また、保険証書到着まで時間がかかる方は、保険の領収書の写しでも受付いたします。

保険証書到着後、証書の写しを郵送かFAXにてお送り下さい。

1. 船外機、バッテリー駆動（エレキ）をご使用の方につきましては下記を参考にご加入下さい。

【ヨット・モーターボート保険】

取扱い保険会社

- ・三井住友海上火災保険 株式会社
- ・東京海上日動火災保険 株式会社
- ・株式会社 損保ジャパン

【プレジャーボート保険】

- ・漁船保険組合